

# M&I

## 生活設計と資産運用

## もしものホーム法務

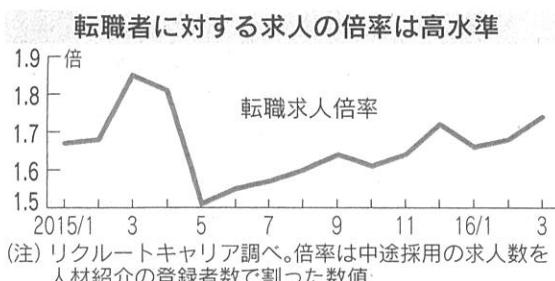
解雇に関するルールを定めた労働契約法第16条は、客観的、合理的な理由がなく、社会通念上相当と認められない場合は解雇を無効とすると規定しています。

アパレル会社で店舗開発に携わっていたAさんは、人材紹介会社にスカウトされ、若い女性向けに新製品を売り出す予定だったB社にマーケティング部長として迎えられた。販売促進プランの作成を任せられたAさんだがたが、具体案の提示が遅れ、売り上げ目標も達成できなかつたため解雇が通告された。会社を辞めないといけないだろうか。

高度なスキルや特別な役割を期待されずに採用された場合と、人材紹介会社などを通じて、いわゆるヘッドハンティングによって入社した場合とでは扱いが異なる」と話します。

しまつので安易な解雇を認めないようにしています。それでも、労働者の能力不足や営業成績の不振を理由に解雇が認められことがあります。雇用関係の維持ができないといえるほど能力不足が重大であり、向上する見込みがない場合です。

能力不足が重大かで判断



①会社の経営や職場で支障があるほど重大か  
②適切な指導、別の部署へ配置転換したか

新卒などで入社 …… ①、②を厳密に判断または実施  
スカウトなどで 入社 …… ①については期待された能力や成果を下回ると不利。②は不要な要素

(注)金ヶ崎弁護士の話などを参考に作成

こうしたトラブルに遭わないためにはどうすればいいか。金ヶ崎弁護士は「転職の際、部長といった地位にこだわる人も多いが、過大な成果目標を求められることがある。自分の能力を誇張せず、どんな仕事を任されて入社するのか、職務内容を理解して契約を結ぶことが大事」と話します。

地位を特定して採用したので、教育訓練はそれを前提にした内容で足りるとされ、必ずしも配置転換の措置をとらなくてよいとされることもあります。

を経験してキャリアを積んでいくことが予定されています。このため、その時占うだけで能力不足を問うだけでは解雇理由としては弱く、その人の能力不足によって企業経営に現に支障が生じている、あるいは損害が生じるおそれがあることを会社側が客観的に明らかにしなければなりません。

さうに、社内で教育訓練制度を整えたり、他の部署へ異動させたりすれば、能力を發揮できる可能性もあります。こうした措置をとらずに、すぐに解雇することは、合理的な理由がないとされるのです。

いつた地位を特定してヘッドハンティングしたり、その分野の専門家を中途採用したりした場合は、契約時に合意した成果を大きく下回ると、解雇に合理的な理由があると判断されやすくなります。会社側もそれに見合った賃金を支払っているという事情もあります。地位を特定して採用した

で、非課税枠は合わせて同  
400万円になる。通常の  
証券口座の取引では約20%  
の税金が掛かるため、恩恵  
は小さくない。

ジュー

#### A ジュニアNISAには成

開始時期	2016年
年間非課税枠	
非課税期間	
運用・管理	
払い出し制限	あり(3月 前年年末)
金融機関の変更	

### B プロが教えるNISA

投信	
バランス型	国内外の 安定的な りしない
ターゲット デー卜型	運用開始 株式の比 用、目標 徐々に保 常のパラ 成績がぶ
インデックス型	株価指數 るよう が相對的 指数に連 けを持つ 変動が大 面も

## C 米529プランでの投

